

| 会 議 録 | | | |
|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 和光市子ども・子育て支援会議保育料検討部会 | | | |
| 開催年月日・召集時刻 | | 令和4年9月21日 午後4時 | |
| 開催場所 | | 和光市役所 602会議室(6階) | |
| 開催時刻 | 午後4時00分 | 閉会時刻 | 午後4時50分 |
| 出席委員 | | 事務局 | |
| 五十嵐 裕子 | | 子どもあんしん部次長 兼保育施設課長 | 長坂 裕一 |
| 大澤 絵里 | | ネウボラ課長 | 亀井 誠 |
| 汐見 和恵 | | 保育施設課副主幹 | 櫻井 哲 |
| 伊東 優子 | | 保育施設課統括主査 | 柳田 弘喜 |
| | | 保育施設課主事 | 遠藤 美咲 |
| | | 保育施設課主事 | 千葉 光 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 欠 席 委 員 | | | |
| 新井 悦子 | | | |
| 備 考 | 傍聴者(0名) | | |
| 会議録作成者氏名 | | 遠藤 美咲 | |

会 議 内 容

事務局（櫻井）

まず開催に先立ちまして、本日の配付資料について、確認をさせていただきます。お手元にご準備のほうお願いいたします。

【当日配付資料】

- (1) 次第
- (2) 委員名簿
- (3) 座席表
- (4) 「学童クラブ利用料の算定方法の見直しについて」
資料の不足はございませんか。
ありがとうございます。

【来場者への注意】

開会前にご案内申し上げます。この会議は公開となりますので、会議録作成のため録音させていただきます。

会議録は委員名を明記した要点記録となりますので、発言の際には、お名前をおっしゃってくださいようお願いいたします。また、録音した音声は会議録作成後に消去いたします。

【委嘱書の公布】

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。和光市こども子育て支援会議条例に基づき、子ども子育て支援会議からの付託を受け、第1回 和光市子ども・子育て支援会議 保育料検討部会を開催いたします。

では、はじめに、委嘱書の交付を行います。本日市長は公務により欠席となります。このたび委員になられました皆様につきましては、時間の都合により大変恐縮ではございますが、机上配付とさせていただきますようお願い致します。

事務局（長坂）

【次長あいさつ】

会議開催前に、和光市子どもあんしん部次長 長坂よりあいさつ申し上げます。

こんにちは、この4月から子どもあんしん部次長兼保育施設課長の長坂と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

本日はご多用のところ、第一回保育料検討部会にご出席いただきありがとうございます。

コロナ禍にありながら、台風14号がきていたということで、その影響も心配される中、新しい部会運営を担う本部会の第一歩を対面による開催の機会に恵まれたことを、大変感謝をしております。

このたび皆様には、令和4年8月1日～令和7年7月31日までの任期で、部会委員を引受けていただきまして、ありがとうございます。

なお、部会につきましては、今回の委嘱と合わせて市長により、五十嵐委員とを部会長に指名させていただいておりますので、この場をおかりいたしまして、ご報告をさせていただきます。

本日の議題は、学童クラブ利用料算定方法の変更についてになります。詳細はのちほど担当からの説明に委ねますが、前回の本部会で利用料及び階層を維持することについて承認とされたため、それをさらに進めていく為のものとして聞き及んでおります。利用者視点、利用者の立場から活発なご議論、ご審議をいただきますよう、宜しくお願いいたします。以上開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は、宜し

| | |
|----------------|---|
| | <p>くお願いいたします。</p> |
| 事務局（櫻井） | <p>次に、本日は初めての会議ですので、皆様から自己紹介をいただきますが、時間の都合により、ご所属とお名前のみとさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> |
| | <p><委員自己紹介></p> |
| 事務局（櫻井） | <p>続きまして、欠席の委員並びに事務局の紹介をいたします。和光市子ども子育て支援会議部会委員名簿をご覧ください。名簿4番の新井委員の欠席を承っております。名簿5番の伊東委員につきましては只今、こちらに向かっている旨連絡をいただいております。</p> <p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> |
| | <p><事務局自己紹介></p> |
| 事務局（櫻井） | <p>それでは、次第に従いまして議事に移らせていただきます。議事進行につきましては、子ども子育て支援条例第7条の規定に従いまして、部会長であられる五十嵐先生にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、五十嵐先生よろしく申し上げます。</p> |
| 部会長 （五十嵐委員） | <p>それでは、事務局に代わりまして議事を進行させていただきます。まず始めに、和光市子ども・子育て支援会議条例第7条第2項及び第8条の規定により委員の過半数が出席が必要となりますが、本日の委員の出欠について事務局から報告願います。</p> |
| 事務局（櫻井） | <p>委員5名のうち本日現時点で3名ご出席のご参加をいただいております。後ほど4名の出席となる予定です。</p> |
| 部会長 （五十嵐委員） | <p>ありがとうございました。それでは、事務局から報告いただいたとおり、会議は成立しておりますので、続いて議事録署名人を指名させていただきます。名簿順で、大澤委員と汐見委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。宜しくお願いいたします。</p> <p>それでは議題に移らせていただきます。</p> |
| 部会長 （五十嵐委員） | <p>本日の議題ですが、「学童クラブ利用料算定方法の見直しについて」となっております。</p> <p>それでは事務局からのご説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局（千葉） | <p>学童クラブ利用料算定方法の見直しについて、「資料1 学童クラブ利用料算定方法の見直しについて」を用いて、保育施設課 施設整備担当 千葉より説明いたします。</p> <p>はじめに、事前に送付させていただきました資料に一部修正がありましたので、改めて議場に資料を配布しております。本日はそちらをご覧くださいながら説明させていただきながらと思いますので、お願い致します。</p> <p>それでは資料の4ページをご覧ください。資料に記載のとおり、前回の利用料改定より3年が経過したことから、昨年度に学童クラブ利用料</p> |

の見直しについて検討を行いました。今回は、その際に次回の検討事項となった点について、ご検討いただければと思います。

6 ページをご覧ください。

昨年度に実施しました利用料見直しに関する資料の一部抜粋です。昨年度の保育料検討部会にて、利用料及び階層を維持することについて、ご承認いただいております。本会議にて報告いたしました。その際に、次回付託事項とさせていただきます学童クラブ利用料算定方法の変更について、今回の会議にてご検討していただきたいと考えております。

8 ページをご覧ください。

こちらの図は、学童クラブ利用料算定方法の見直しによる算定基準のイメージ図を提示しております。現在、所得税及び市民税にて算定しているものを、保育園保育料同様に市民税の課税状況に応じた算定に変更をすることについて、ご検討いただきたいと思いますと考えております。

9 ページをご覧ください。

算定基準の変更箇所を赤枠にて囲っております。基準については、保育園保育料の基準を参考にしており、見直し前後での階層変動を極力少なくした基準となっております。

また、保育園保育料と同様に、年度内にて2回の算定を行います。4月～8月と9月～3月に分けており、4月～8月の階層は、前年度に課税された市民税にて決定します。9月～3月の階層は、7月末までに今年度の市民税額が決定することから8月中に階層決定を行い、9月から適用させていただきます。

10 ページをご覧ください。

今回の見直しにあたり、現状の課題及び見直しに伴うメリット・デメリットを挙げております。

現在の算定方法における課題としては3つありまして、1つ目は、大半が10月～12月中旬の一次申請期間にご申請いただいている中、利用料算定に用いております源泉徴収票や確定申告書は、その期間内の提出は難しく、別途12月～1月に手元に届いたあとで、利用者の皆様にご提出をいただいている点です。

2つ目は、学童クラブを利用される方の多くは保育園を利用していた方で、保育園保育料との算定方法の異なりが分かりづらくなってしまっている点です。

3つ目は、利用料算定のために提出いただく書類の受付や確認及び入力作業が膨大となっている点です。

今回の変更を行った場合のメリットについて、1つ目は、課題①と③にて挙げた利用者の方の提出の手間が省けて、受付事務も軽減される点です。

2つ目は、課題②にて挙げた点が解消され、利用者理解がしやすくなる点です。

デメリットについては、1つ目は、階層変動は極力抑えた基準案となっているものの、一定数の世帯において階層が上がり、利用料の増額が

見込まれる点です。

2つ目は、市外在住者や転入時期によって転入された方には、市民税が確認できる書類の提出をしていただく必要がある点です。

3つ目は、9ページにて説明していただいたとおり、4～8月の利用料決定が前年度に課税された市民税額となっており、2年前の収入に基づき決定される為、2年前より前年が収入減となってしまった世帯の負担が大きくなる点です。

11ページをご覧ください。

こちらは、見直し前後の階層決定のスケジュールについて、比較した図となっております。

見直し前の現在は、仮算定という事務を行い、一旦利用者の方が提出された算定書類に基づき、算定を行います。その後、その年度に課税される市民税が確定したタイミングで所得税も市にて確認できるようになるため、本算定という事務を行い、最終的なその年度の階層を決定する事務を行います。毎年1月～3月にかけて算定書類をご提出いただくことが多く、窓口提出や郵送、メールでの受領の事務や書類の確認作業等に時間を要しております。本算定にて、階層に変更が生じた際には、4月に遡及して階層を修正し、差額分の還付・追徴が発生しております。

今回の見直しでは、算定時点で確定している市民税を用いて算定するため、一部市民税が確認できない方を除き、算定書類の提出が不要となります。階層決定のプロセスも保育園と同様であるため、理解もしやすくなります。

また、4月～8月と9月～3月それぞれの階層決定となるため、遡っての階層の修正を行い、差額分の還付・追徴が発生することもなくなります。

12ページをご覧ください。

こちらは、見直し前後の事務作業時間の軽減について、比較した図となっております。なお、記載の人数については、例年の平均値にて試算しております。

見直しにより、通知発送の事務作業は増加が見込まれるものの、受付・確認・入力事務の軽減により、全体の作業時間の大幅な軽減が見込まれます。また、軽減された時間は、入所申請の際の相談など行政サービスの質の向上に充てることができると考えております。

13ページをご覧ください。

こちらは、令和4年8月時点の学童クラブ利用者において、算定方法が変更した場合の階層変更を試算したものです。階層が上がり料金が増加する児童が40名、階層が下がり料金が減少する児童が35名となっており、差引の影響額は市内全体で、月13,560円が見込まれます。

14ページをご覧ください。

デメリットとしても挙げました、一定数の利用者の階層が上がることで想定されます。現時点では、令和5年9月からの変更を想定しているため、年度途中で新たな算定基準により、階層が上昇してしまう世帯には時限的な緩和策として図のような対応を検討しております。令和5年度に限り、9月～3月の階層において、見直し前後の算定方法の階層判

定で低い階層を適用したいと考えております。その影響額は、令和4年度児童において試算したところ、9月～3月の7か月間で695,870円の市への歳入の減少が見込まれます。

15ページをご覧ください。

今回の算定方法の見直しにより、「和光市学童クラブ設置及び管理条例」の一部改正も発生いたします。検討しております、一部改正案を記載しております。

16ページをご覧ください。

今回の見直しについて、ご承認いただいた場合の今後のスケジュールを記載しております。

以上で説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

部会長
(五十嵐委員)

はい、ご説明ありがとうございました。事務局からの説明が終わりまりましたのでご意見ご質等を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

部会長
(五十嵐委員)

10ページですが、デメリットが3点挙げられていて、1点目については、利用料が増額になる世帯については、その年度下半期のものについては、事前の低い階層でということでしたが、デメリットの3番の方、4月～8月の利用料決定が2年前の収入に基づいたために、2年前だとかなり状況が変わっているご家庭もあるかと思えます。これはもしかしたら保育園も同じことなのかもしれませんが、この場合手当てのようなことはあるのでしょうか。

事務局 (柳田)

保育施設課の柳田から回答させていただきます。保育園保育料につきましては、こちらは手当はしておりません。

部会長
(五十嵐委員)
事務局 (柳田)

学童についても、特段手当はないということでしょうか。

確かに世帯の負担が大きいと書かせていただいています。現状の計算方法が、所得税の源泉徴収票などを持参していただくような形にしておりますので、実態としては、前年中の収入を元に計算をさせていただいている実態となっております。今回の改正案としては、9月～翌年3月までは、前年中の収入をもとに計算をいたしますので、その分は変わらない形になります。

変わってくるポイントといたしましては、4月～8月分まで、こちらが前年度の住民税を参照するような保育園保育料の方法と合わせる形となりますので、考えられるものとして、前々年の収入が高くて、前年の収入が低い場合、4月～8月分が多少高くなることになってしまう可能性があるという所ではございます。

部会長
(五十嵐委員)
大澤委員

致し方ないことなのかもしれないですね。他はいかがでしょうか。

私も同様の点が気になっていました。2年前というと、この今の世の中の状況をみると、随分と色々家計が変わっている世帯があることがあるので、何か手当、何か考えた方がいいのかなって思ったりしました。

| | |
|----------------|--|
| 部会長 (五十嵐委員) | ありがとうございます。階層が変わると月々2,000円ほど利用料が変わるということでしょうか。 |
| 事務局 (柳田) | おっしゃる通りです。もし仮にその階層が前々年と前年で大きく収入が変わってしまった場合には、階層が変わってしまうという可能性があります。 |
| 大澤委員 | 13ページで、影響金額が+13,560円と記載がありますが、それは階層が上がって市民利用者が払う額がそれだけ多くなるという理解でよろしいですか。 |
| 事務局 (千葉) | 大澤委員のお見込みの通り、令和4年8月現在に入所、ご利用いただいているお子様を対象として、見直し前後の階層判定を行った結果、前後を比較した時に、市内全体で+13,560円ですので、増えると見ていただければと思います。 |
| 大澤委員 | ありがとうございます。階層の上昇が40世帯・下降も30世帯。それをプラマイ計算するとこのようになるということですね。 |
| 事務局 (千葉) | そのとおりです。 |
| 汐見委員 | 汐見です。15ページについて、利用料の額自体が変わっていないのですが、この第1階層から第6階層の区分内の金額が変わっていますよね。例えば、現行の第三階層ですと前年度の市町村の市町村民税の所得割課税額が5,000円以上の世帯とありますが、改正案の第三階層だと、5,000円以上48,600円未満の世帯のように、この数字が変わっております。この根拠は何でしょうか。 |
| 事務局 (千葉) | まず、第二階層、第三階層にございます、市町村民税による所得割課税額5,000円という基準に関しましては、現行の基準を用いております。 5,000円に関しては、昨年度保育料検討部会において階層金額には維持させていただくということでした。そのため、今回算定方法見直しに伴って変わってくるのが、この所得税額の部分となります。第四階層、第五階層、第六階層の所得税額の基準にはそれぞれ、48,600円、97,000円、169,000円と、保育園保育料の市町村民税の所得割課税額の基準を用いております。こちらは、現行の基準と階層の変動が極力ないようになるように試算しまして、今回、48,600円、97,000円、169,000円という基準を改正案とさせていただきました。 |
| 汐見委員 | 今日は算定方法の見直しですが、金額について分からなかったもので、ありがとうございました。 |
| 部会長 (五十嵐委員) | いかがでしょうか。利用料にあまり影響が出ない形の枠組みを作って下さったと思います。 今まで保育園保育料と学童保育料の算定方法が違ったということにつ |

| | |
|----------------|---|
| | いて、利用者の方からご質問などあったことはあるのでしょうか。 |
| 事務局（千葉） | はい。今ご質問いただいた通り利用者の方から、色々なご質問をいただいたことがあります。中でも多いのは、源泉徴収票の提出に関して、保育園保育料では算定に市民税を用いているため、提出が不要ですが、学童クラブでは源泉徴収票のご提出をお願いしており、提出することを疑問に思われてなぜなのか質問されることがあります。 |
| 部会長 （五十嵐委員） | 利用者の方たちからみると、手続き的には楽になるのかなと思いますけれどもいかがでしょうか。 |
| 汐見委員 | 汐見です。算定方法の見直しなので、利用者の方が不便でなく、事務の方も入力作業が軽減される点では、大きく問題はないのかなという風に思いますけれども、いかがでしょうか。 |
| 部会長 （五十嵐委員） | ありがとうございます。階層の見直しで、7か月の経過措置を取っていただいたあとは、階層が上がってしまった方は金額が結果的には高くなりますので、少々困られるご家庭があるかもしれませんが、全体としては利用者の方・事務作業の方のメリットも多く、妥当なのではないかなと思います。いかがでしょうか。 |
| 大澤委員 | 12ページの事務作業の軽減について、見直し前だと事務は受付・確認・入力とありますが、見直し後は、データ抽出・加工と変わっております。市民税を使うことで、実際に実務的にどういう風に楽になるかというのが、今分かっている範囲で教えていただければいいと思います。 |
| 事務局（千葉） | 見直し前の受付・確認という作業は、利用者の皆様に源泉徴収票や確定申告書について窓口・郵送・メールでご提出いただいたものを過不足がないか確認します。源泉徴収票はお父様お母様双方のご提出があるかどうかや、算定する年度の源泉徴収票かどうか、複数のお勤め先がある場合に関しては、複数のお勤め先からの物をお持ちいただいているか等を確認します。確定申告書であれば、必要情報が記載されている書類の写しを持ってきていただいているか等、受付時の確認が発生しているため、このように記載させていただいております。見直し後のデータ抽出・加工については、保育園保育料と同様にシステム管理になっておりますので、システムでデータを吸い上げることで、確認ができるようになっております。算定期間になりましたら、市でデータを抽出する作業を行いまして、吸い上げた物を反映させていくという事務作業に変わります。 |
| 大澤委員 | 市民税が入っているデータを抽出すると、階層の割り振りがされると感じるのでしょうか |
| 事務局（千葉） | はい。そのような作業への変更を想定しております。 |
| 大澤委員 | 随分楽になりますね。今は紙を見ながら皆さんが入力するんですね。出てくる書類を見て皆さんで入力という作業も、市のシステムに入っているもので、すぐに加工ができて変換できるということですか。 |

| | |
|---------------------------|--|
| 事務局（千葉） | はい、そのとおりです。 |
| 大澤委員 | わかりました。ありがとうございました。 |
| 汐見委員 | すみません、汐見です。データの流用については、市民の方の了解事項ということで問題は無いということですか。 |
| 事務局（千葉） | はい。学童クラブ入所申込書に市民税及び所得税を確認させていただくことに同意をしていただけますか。という文言を記載させております。ご申請の際は、そちらに同意していただいでご申請いただいているとの認識になっておりますので、問題ないと認識しております。 |
| 汐見委員 | ありがとうございました。13 ページの所の階層が変更になった場合、金額が下がったり変わらない方は、事務もかなり軽減される上に利用者の方も助ると思うんですが、やはり階層が上がった 40 名の方には丁寧なご説明をして、納得いただくよう、きめ細かくやっていただければと思います。宜しくお願いします。 |
| 部会長 （五十嵐委員 事務局（柳田） | 何か説明会をする予定とかはあるのでしょうか。 階層が変わられてしまった方につきましては、従前の低い階層を適用することを、条例、もしくは附則という形で 3 月定例会の条例案に盛り込み、パブリック・コメントを実施いたしまして、市民の皆様のご意見を反映させた上で定例会に上程したいと考えております。まずは定例会で可決いただけましたら、対象の方には、階層を変えさせていただいた旨の通知を送付させていただく対応を考えております。 |
| 部会長 （五十嵐委員） 事務局（柳田） | 説明会というよりかは、通知文書を出すということですか。 そういう認識でございます。 （伊東委員、遅れて入室） |
| 部会長 （五十嵐委員） | 資料の説明を事務局からいただいて、今回は保育料の値段ではなく、算定方法を見直したという所で、今、質疑応答をさせていただいております。何かございましたらお願いします。 |
| 伊東委員 | 話に出ているのかもしれませんが、10 ページのデメリット③の所で 4 月～8 月の利用料の決定が 2 年前の収入に基づき決定するため、収入減となった世帯の負担が大きいということですが、何か特例措置のようなものはあるのでしょうか。本当に困窮されているご家庭への対策のようなものがあつたら、お聞かせいただきたいと思うのですが。 |
| 部会長 （五十嵐委員） | そちらは私たちも気になっていたところですが、もう一回確認していただいで構いませんので、再度説明をお願いします。 |
| 事務局（柳田） | 保育施設課の柳田が説明させていただきます。今回の改正概要といい |

ますのが、学童ではなく、保育園保育料の算定方法と全く同じスキームに変えるというような検討の機会となります。現在学童保育料の算定は、直近の前年収入を基に計算させていただいているところですが、今回の変更は、4月～8月分までは前々年分の収入を基に計算させていただき、9月～翌年3月までを前年の収入を基に計算させていただくという形になります。ですので、9月～翌年3月までは、従前と同じように、前年中の直近の収入を基に計算させていただきますので、その基準は変わらないと考えております。

問題となりますのが4月～8月分までですが、前々年の収入がもし仮に直近の前年よりも非常に高かった場合には、4月～8月分が高くなってしまう可能性があります。

ですがこちらにつきましては、現在、保育園保育料につきましても緩和措置は行っていない所ではあります。

保育園保育料につきましては、マイナンバー制度における番号法に定められた事務として、国から示された方法を用いて保育料を計算している所でございます。学童利用料についても、保育園保育料の計算方法を参考にさせていただいた上で、もし適切な手法があれば今後ご検討させていただきたいと思っております。

伊東委員

もし失業やご病気等で急激に家庭の状況が変わられて、世帯収入が無くなった場合の救済措置のようなものがあると良いのかなと思うのですが、今後そのような措置がその他市町村であるかは分からないんですけども。

事務局（柳田）

基本的には、前々年は収入があり、前年の収入が一気に下がってしまった場合には、そういった措置が考えられるとは思いますが、今回の場合につきましては、今後の宿題にさせていただきたいと思っております。

部会長
（五十嵐委員）

宜しくお願いします。

事務局（千葉）

補足をさせていただきますと、失業というお話がありましたが、学童クラブはそもそも就労支援施設という建付けになっておりますので、もう失業されてしまっている状態ですと、学童クラブのご申請はそもそもできないということも考えられます。

そういった方には放課後の過ごし方の1つとして、「わこうっこクラブ」というご選択も提案しております。学童クラブのみの選択という訳ではなく、わこうっこクラブのご利用や児童館・児童センター等で過ごすことをご案内することも窓口でのご対応になるかと考えます。今回の変更によって削減された作業時間を、このような窓口でのご対応等の行政サービスの質の向上に充てることができればと考えております。

伊東委員

ありがとうございます。

部会長
（五十嵐委員）

今のお話を伺っていて、失業のケースの場合、お子様の居場所がまた変わってしまうのは、恐らくお子様にとってもご家庭にとっても負担な部分もあって苦労されて厳しいなと思っております。確かに、学童クラブは就労中の保護者のためのもの、という所ではその通りなのですが、少々厳しいと思っております。

個人的な感想ですが、例えばそれが失業ではなくて、ご病気あるいは離婚された時には、その対応があるという事でしょうか。

事務局（千葉）

ご病気なのでという個別の料金対応は現在しておりませんが、ご病気や介護という申請理由で、現在も入所申込みを承っている所となっております。

そのような方は、現在は見直し前の算定基準を用いて、その収入状況などに応じて階層決定をさせていただいておりますが、現状の階層についてご相談をいただいているケースは、ここ2年ほどはないという状況でございます。ただ、いただきましたご意見については、次回以降に保育料の見直しの際の検討事項として考えさせていただければと思います。

部会長
（五十嵐委員）
汐見委員

他に確認したいことはございますか。

すみません、汐見ですが。見直しの制度から離れてしまうのですが、今の話の続きでお伺いしたいのですが。例えば学童クラブを利用していて、突然保護者の方が疾病等で収入が途絶えた時に、半年ごとの見直しとありますが、その期間だけ利用料免除のような制度はあるのですか。

事務局（千葉）

現行ではその期間だけ特別に免除という制度はありませんが、例えばそのご家庭が生活保護になられたなど特別な事情がある場合には、都度ご相談いただき対応の検討を考えております。

事務局（柳田）

保育施設課、柳田でございます。先ほど家計が急変した方に対する内容について汐見委員の方からいただいた意見につきましても、今回は算定方法の見直しということでございますので、そちらでの観点で考えていただきたいと思っております。階層を見ていただくと分かると思っておりますが、かなりバラつきがありますので、階層の見直しとともに、学童保育料自体の金額の見直しと合わせまして、考えさせていただきたいと思っております。

汐見委員

すみません。分かってはいたのですが、ありがとうございます。

部会長
（五十嵐委員）

保育料の算定見直しだけではなくて、私たちも色々な事を感じて、お話させていただきました。他にご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。もし、特にこれ以上ご質問が無いという事でしたら、保育料算定見直しにつきましての審議はこれで終了とさせていただきたいと思っております。

ご異議がないということで、この付託事項につきましては、承認することとさせていただきます。では、皆さまありがとうございます。

本日の審議について、会長への審議について会長報告はいただいた意見を反映しながら調整を私に一任させていただきますのでご了承ください。

それでは、本日の議題はこれで終了となりますので、事務局にお返しいたします。

事務局（櫻井）

ありがとうございました。委員の皆様におかれまして、ご議論ありがとうございました。今日の記録等の事務につきましては、事務局で進めて参ります。なお、本日の保育料検討部会の審議経過につきましては、10/5に開催いたします、第二回子ども子育て支援会議において、ご報告させていただきます。本日はお忙しい中誠にありがとうございました。

委員全員

ありがとうございました。

事務局（櫻井）

本日はこれで閉会させていただきます。引き続き宜しくお願いします。本日はありがとうございました。

署名人 _____ (印)

署名人 _____ (印)